

独立行政法人評価委員会第29回農業分科会

農林水産省経営局総務課

独立行政法人評価委員会第29回農業分科会

期日：平成20年10月29日（水）

場所：合同庁舎4号館 1219号～1221号会議室

時間：13:30～15:00

議 事 次 第

1．開 会

2．議 事

（1）独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について

（2）平成19事業年度退職役員の業績勘案率（案）について

（3）独立行政法人評価基準等の見直しについて

（4）その他

3．閉 会

午後1時30分 開会

松本分科会長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第29回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員及び専門委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会合でございますが、委員10名のうち8名の方々にご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方の説明と配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

経営局総務課長 事務局を担当しております経営局総務課長の石井でございます。

それでは、早速ですが、本日の議事の進め方についてご説明させていただきます。

本日の議事は、お手元の議事次第にありますように、全法人の議題を一括してご審議いただきます。なお、本日は、水資源機構につきましては議案の提出はございません。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前に送付しております。本日は、委員の皆様方にはご持参願ったところございまして、事前に送付しておりませんでした資料のみ卓上に配付させていただいております。差し替え等資料一覧を配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、差し替え資料の表紙には「正」のスタンプを押してございます。資料につきましては不足ございましたら、いつでもお申し出いただければと思います。皆様、資料の方はよろしいでしょうか。

松本分科会長 それでは、早速でございますが、本日1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は、「独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果について」でございます。

農林漁業信用基金からご説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の堤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2をご覧いただきたいと思います。平成20年度の長期借入金の入札結果についてご報告いたします。

本件につきましては、去る2月27日の農業分科会におきまして、ご審議をいただきました。

その後、4月28日付けで主務大臣の認可を受け、この程、その下期分について入札を行ったところでございます。その結果について報告いたします。

2の「平成20年度下期の長期借入金入札結果」をご覧ください。

入札日が10月7日、借入金額は28億7,800万円で、落札金利は1.05%でございました。

以上が、下期分の長期借入金の入札結果の報告でございます。よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。どうぞ。

ございませんか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、ただいまの報告につきましてはご了承いただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。

次の議題は、「平成19事業年度退職役員の業績勘案率(案)について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

経営局総務課課長補佐 事務局を担当しております経営局総務課の佐藤でございます。座って説明させていただきます。

資料は、お手元でございます3-1をご覧くださいと思います。それから、併せまして、この度、該当する法人から出されております資料の3-2、3-3、3-4がございますので、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、3-1の資料に沿ってご説明させていただきます。

退職役員の退職手当算定に係ります業績勘案率についてでございますが、資料に書いてございますように、平成15年の閣議決定によりまして、平成16年以降の在職期間に係る退職手当につきましては、1月につき俸給月額100分の12.5を基準といたしまして、これに各府省の評価委員会がゼロから2.0の範囲で決定する業績勘案率を乗じたものとする、ということが決められてございます。それから、農林水産省の評価委員会におきまして、業績勘案率につきましては、各独立行政法人の中項目の年度評価結果、その加重平均を基本とする計算式によって算定をいたしまして、特段の法人及び個人の業績を考慮して加減算することができる、ということとされております。

なお、第5回農林水産省独立行政法人評価委員会において、業績勘案率の決定に係る議決権限は分科会に委任されております。

この度、6名の方につきまして、法人の方から資料の提出がなされております。下の表に一覧にしております。各役員の皆様方の詳しい業績の算定資料につきましては、それぞれ提出されている3-2から3-4の資料をご確認いただきたいと思います。算定内容のご説明につきましては省略をさせていただきたいと思います。3-1の表にございますとおり、それぞれ基本勘案率と法人業績加算、個人業績加減算はご覧のとおり提出されております。これにつきまして、ご意見をいただければということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明についてご意見、ご質問を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

ございませんか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、平成19事業年度退職役員の業績勘案率につきましては、本案のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、この業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することといたします。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から特段の意見がない場合は、ただいま決定していただきました本案のとおりとなりますので、あらかじめご承知おき願います。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は、「独立行政法人評価基準等の見直しについて」でございます。

これにつきましては、各法人のプロジェクトチームからそれぞれご説明をいただいてから、改めてご意見、ご質問を受けることといたします。

それでは、まず、農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの夏目委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

夏目委員 農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームを担当しております夏目でございます。よろしくお願いいたします。

私ども農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは、10月9日に担当委員5名が出席のもと開催され、平成20年度以降の業務実績評価における評価基準等の見直しについて、検

討を行いました。

それでは、資料4 - 1により評価指標の主な変更点についてご説明させていただきます。資料4 - 1をご覧ください。

今回の見直しにつきましては、平成20年度の年度計画による見直しが主体となっております。年度計画による変更としては、大きく2つの点について変更しております。まず、1つ目でありましたが、昨年12月24日付けで閣議決定されました「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえまして、平成20年度計画では、内部統制や国民生活センターとの連携等について、新たに計画が明記されたところです。このため、新たに明記された計画の進捗を評価するための評価指標の設定をしております。例えば、1ページをご覧ください。

最初の指標ですが、一番左の中期計画等の対応箇所欄の下線部分のとおり、年度計画において、内部統制の充実・強化を新たに目標として設定したことから、これに対応する評価指標としまして、例えば、コンプライアンスの周知徹底などを図り、内部統制機能の充実・強化をすることにより、適正な組織運営が行われているかどうかを評価することとしたいと考えております。

次に、飛びますけれども、8ページをご覧ください。

8ページの最初の指標ですが、整理合理化計画に記載されております国民生活センター等との連携の一つとして、P I O - N E T（パイオネット）端末を農林水産消費安全技術センターに設置することによる情報共有について、新たに年度計画に明記しておりますので、端末を設置し、情報の共有が図られているかどうかを評価することとしたいと考えております。

次に、2つ目の変更点でございます。恐縮ですが、また1ページに戻っていただきたいと思っております。

平成19年度までの取り組みを踏まえた改正としまして、例えば、1ページ後段の内部監査の関係ですが、平成19年度中には、業務運営を横断的に監査する業務監査室を役員直属の組織とするという計画に対する指標としておりましたが、平成19年度中に役員直属の組織として業務監査室を設置済みでありますので、平成20年度では、役員直属の組織である業務監査室において、業務横断的な内部監査を実施することを目標とするなどの改正をしております。

また、これらの年度計画による変更以外では、業務の見直し等を行った上で、業務改善等の措置が必要でなかった場合に、a評価としていた評価指標については、評価の対象外とするべきとの意見がプロジェクトチームにおいて出されたことを受け、このような場合にはa評価とするのではなく、評価の対象外とすることとしております。

なお、評価の対象外とすることにつきましては、現行の評価基準において、当該年度において実績がない場合、各事業年度の実績評価の対象外とするとされていることとの整合が図れるものと考えているところです。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、種苗管理センタープロジェクトチームの井上委員からご説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

井上委員 種苗管理センターの評価委員の井上でございます。種苗管理センターの評価基準等の見直しについて、提案させていただきます。

まず、お手元の資料4-2をお取りください。ちょっと飛んでいただきたいんですけども、10ページの横書きの部分の改正後のアンダーラインの部分を見ていただきたいと思います。アンダーラインの小項目の部分の指しているところですけども、これにつきまして、見直しに至った経緯からご説明いたします。

平成19年12月に決定された「独立行政法人整理合理化計画」の中で、独立行政法人の自立化に関する措置として、内部統制、ガバナンスの強化に向けた体制整備が必要とされています。これを受けて、本年3月に種苗管理センターの中期目標及び中期計画が変更され、内部統制機能の強化が盛り込まれました。種苗管理センターの業務の実績に関する評価の基準、1の(2)では、原則として、センターの中期計画の小項目を評価単位とするとしていますことから、第1の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の中項目、第1の7「業務運営一般の効率化」の中に、新たに小項目として「内部統制機能の強化」を加えることといたしました。具体的な評価方法につきましては、11ページをお開けください。

こちらの業務実績評価シートの新旧対照表の中期計画の下の方の欄ですけども、ご覧ください。アンダーラインで示しましたように、当独法の評価基準のうち小項目の評価方法、定性的に定められている項目の評価によることといたします。

以上、簡単な説明ですが、提案させていただきます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、家畜改良センタープロジェクトチームの向井委員からご説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

向井委員 それでは、家畜改良センターの評価基準の見直しについてご説明させていただきます。家畜改良センターPTの向井であります。

資料の4 - 3をご覧ください。

家畜改良センターの評価基準につきましては、基準本文の改正はございませんが、別紙の中期計画に属します各項目の評価認定や評価単位について、見直しを行いたいと思います。これは、昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されたことから、評価基準の評価単位も修正する必要が生じ、今回、一部見直しを行うものであります。

具体的には、1ページをご覧ください。

下線部ですが、「法令遵守の推進」及び「民間競争入札の導入」の2小項目を追加した内容でございます。

また、これに併せて、8ページ並びに9ページをご覧ください。

これに併せまして、業務実績評価指標もS評価からD評価の5段階を新たに設置するという見直しを行っております。

簡単ですが、以上で家畜改良センターの評価基準の見直しについての説明を終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームの青柳委員からご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

青柳委員 ご紹介いただきました青柳でございます。農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表しまして、当機構の業務実績の評価基準等について報告させていただきます。

初めに、農畜産業振興機構の評価基準等について検討を行う検討会のメンバーは、安部委員、石田委員、福田委員と私、青柳の4名で、10月8日に検討会を開催し、評価基準、評価指標等について検討を行いました。

評価基準につきましては、これまでの農業分科会での議論を尊重し、第1期中期目標期間中の評価基準を変更しておりません。第1期中期目標期間中の評価基準は、農林水産省における政策評価にならい、中項目を構成する小項目をa、b、cの3段階で評価し、aを2点、bを1点、cを0点として、その合計点数を、中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た基準値と比べ、その割合の90%であればA、50%以上90%未満であればB、50%未満であればCとしております。しかしながら、計画を大幅に超えて達成した場合のランクを設定するため、平成16年度から従来の3段階評価にs及びd評価を追加し、実質的に5段階の評価とすることが農業分科会で決定されたところです。

中期計画、20年度計画に対応して、各項目についてa、b、cの評価を行うための評価指標については、資料4 - 4の横書きの4段表をご覧ください。

評価指標は、表の右側に記載しておりますが、分量が非常に多いので、代表的なものに絞って説明させていただきます。

定量的に評価を行うことが可能な項目については、大きく3つに分類しております。1つ目は、農林水産省の政策評価や評価基準と同様、計画した目標に対して達成度合が90%以上であった場合はa、50%以上90%未満であった場合はb、50%未満であった場合はc評価とするもので、定量的な評価を行う場合には、原則として、この指標を使用することとしております。

具体的には、2ページの第1の1、事業費の削減・効率化、同じく2ページの2、(1)の経費の削減、4ページの上段、の管理職割合の引き下げ、の給与水準の引き下げ、9ページの(3)のの補助事業に係る巡回指導等の実施や、13ページのア(イ)、それから14ページののア(ア)等の各種事業の実施に関し、計画に対する実績の達成率等です。

2つ目は、目標に「以上」または「少なくとも」と表現されており、100%達成することを最低条件とするものについて、計画したものに対して達成度合が100%であった場合はa、70%以上100%未満であった場合はb、70%未満であった場合はc評価とするものです。

具体的には、3ページを見ていただきますと、3ページの(2)の人件費の削減、それから8ページの(2)の施設整備事業について、施設設置後3年目を経過した年に行う事後評価、それから14ページの ア(イ)のcの国産牛乳・乳製品等、国産食肉に係る知識等の普及度の向上等です。

3つ目は、目標に「以上」または「少なくとも」と表現されていないものの、機構の業務として重要であり、100%達成することが求められているものについて、従来は、目標の90%以上の達成をもってa評価としていたところを、100%の実施をもってa評価とし、評価指標の一層の厳格化を図ったものです。計画していた目標に対し達成度合が100%であった場合はa、70%以上100%未満であった場合はb、70%未満であった場合はc評価とするものです。

具体的には、11ページの(1)の30業務日以内の買入れ又は売渡し、それから12ページの(2)のの14業務日以内の調整保管の開始という、迅速かつ透明性をもって業務を実施したかどうかを評価する指標です。同様の指標は、18ページ以降に、多数設定しています。

定量的な評価を行うことができない項目については、業務を実施したか否かの判断のみならず、その内容についても注視する必要があるものなどについて、段階的な評価を行うこととし、取り組みが十分であった場合にはa、取り組みがやや不十分であった場合にはb、取り組みが不十分であった場合にはc評価とするものです。これにつきましては、21ページの下(7)の資金の流れ等についての情報公開の推進について、公表したか否かのみならず、公表した内

容についても評価の対象とすることとしており、段階的な評価をすることとしました。

また、段階的な評価を行うことになじまない項目については、実施したか否かにより、a又はc評価にすることとしています。

具体的には、6ページの下、 のコンプライアンス委員会の設置、7ページの下、5の(1)の公募方式の導入、36ページの上段の2の効果的な資金の配分の実施、その下の3の運用の適切性、それから下の第4の1、借入れに至った理由等の適切性等です。

なお、定性的な評価指標を設置した項目については、より厳格な評価を行う観点から、業務実績報告の提出に際しては、客観的な事実を盛り込むよう指示したところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明で、1ページの左、改正後の欄でございます。「第3 予算、収支計画及び資金計画」の のところが、私がいただいている資料では、文字が半分消えておりますので、ご審議いただく前に、この部分を正確におっしゃってください。

青柳委員 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用。

松本分科会長 よろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは、続きまして、農業者年金基金プロジェクトチームの布施専門委員からご説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

布施専門委員 農業者年金基金プロジェクトチームの布施でございます。本日は、当プロジェクトチームの主査の森田明委員が欠席でございますので、私の方から、農業者年金基金の評価基準等の見直しの検討結果について、ご報告させていただきます。

当プロジェクトチームは、10月17日に森田明委員、森田慎二郎委員、私の3名全員が出席いたしまして、農業者年金基金の評価基準の見直しについて検討を行いました。

最初に、評価基準の変更についてご説明いたします。お手元の資料4 - 5の1ページの新旧対照表をご覧ください。

表の左の欄の改正案のアンダーラインの部分が、変更部分でございます。まず、「2 各事業年度の実績評価の方法」の(2)大項目の評価方法でございます。平成20年度からの新しい中期計画に職員宿舍等の売却に係る項目として、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」というのが盛り込まれました。この項目につきましては、第5の短期借入金の限度額と同様、中項目、小項目がないことから、直接、評価指標を設定して評価することとしております。

なお、3段階評価としておりますので、「(又は2段階)」という文言を削除しております。

余剰金の使途につきましても、項目がなくなりましたので、削除しております。

「3中期目標の実績評価の方法」の(2)大項目の評価方法も各事業年度の実績評価の方法と同様、当該大項目に直接3段階の評価指標を設定して評価することとしております。

次に、2ページ以降の別紙、中期計画に属する項目でございます。昨年12月に閣議決定されました「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえ、平成20年度からの新しい中期計画に定めた事項を大項目、中項目及び小項目としております。また、きめ細やかに評価を行うため、小項目を増やしております。

次に、評価指標の変更でございます。5ページをご覧ください。

左から中期目標、中期計画項目、年度計画、評価指標でございます。昨年12月に閣議決定されました「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえ、新しく中期計画で定めた事項を指標として設定いたしました。また、単に「実施した」、「実施しなかった」の評価とならないよう、できるだけその経過を評価するよう指標を設定するとともに、できるだけ数値目標を設定し、定量的に評価するよう指標を設定いたしました。

それでは、新しく中期計画で定めた事項の指標を中心に、説明いたします。6ページ目でございますが、給与水準の適正化でございます。国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、給与水準の適正化、給与水準の適正性の検証について、指標を設定しております。ラスパイレス指数の引き下げについては、具体的な数値目標を設定しております。

7ページ、随意契約の見直しでございます。企画競争等を行う場合の競争性、透明性の確保、「随意契約見直し計画」の着実な実施、契約審査委員会における審査について、指標を設定しております。

8ページの監事及び会計監査人による監査における入札・契約のチェックにつきましても、指標を設定しております。

9ページ、10ページでございます。

連絡事務所の廃止、コンプライアンスの推進、能力実績主義の活用につきましても、おのこの指標を設定しております。

11ページ、委託業務の効率的・効果的实施でございます。

業務受託機関からの業務実績報告書等の提出と実施状況の把握等、市町村段階の業務委託費の定額割部分の見直しと計画的な削減、加入促進にインセンティブを与える配分につきましても、おのこの評価指標を設定しております。

なお、委託費の削減につきましては、数値目標を設定しております。

15ページ、農業者年金事業でございます。

被保険者資格の適正な管理、年金裁定請求の勧奨につきましては、数値目標を設定しております。

18ページ、制度の普及推進及び情報提供の充実でございます。

制度の周知、効果的・効率的な加入推進活動の実施、新規加入者数の目標達成、19ページの資料の作成、ホームページの見直しにつきまして、指標を設定しております。新規加入者数につきましては、平成19年度から実施しております、加入者10万人早期達成のための3カ年計画を、平成20年度の新規加入者の目標5,720人を数値目標として設定しております。

21ページ、「重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」でございます。職員宿舍等とその土地の売却に向けた取り組みにつきまして、指標を設定しております。

22ページ、積立金の処分に関する事項でございます。

前期中期目標期間積立金の充当につきまして、指標を設定しております。

指標については、ほかにも変更点はございますが、ほかの部分については、資料の方をご覧ください、ご確認いただくようお願いいたします。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林漁業信用基金プロジェクトチームの淵野委員からご説明をお願いします。よろしく申し上げます。

淵野委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームの淵野でございます。私の方から、信用基金の評価基準等の見直しについて、ご説明いたします。

プロジェクトチームは、10月17日に開催いたしました。農林漁業信用基金の評価基準等の見直しについて、検討を行いました。資料は4 - 6になりますが、10ページからの評価指標案の方をご覧ください。

来期の評価指標については、既に改正の示唆をしておりました。特に重要な項目であるにもかかわらず、小項目として埋もれているという表現を使いましたけれども、そういうことで、見直しを図るということで指摘をしておりました。例えば、求償権の回収にかかわる評価項目、信用基金としては、非常に重要な項目が小項目に挙げられておりました。そういうことで、18年度及び19年度における信用基金の総合評価欄において、第2期中期目標期間においては、「評価項目の重要度に応じて項目を設定すべきである」という指摘をしていたところでござい

す。

また、信用基金に係る第1期中期目標期間中の全体の評価結果については、年度ごとに1つか2つのB評価がございましたけれども、ほとんどがA評価という結果でございました。プロジェクトチームとしては、これは信用基金の努力の結果によるところが大きいと考えておりましたけれども、もう少し厳しい評価結果が出るように改善すべきではないか、という旨の意見が出されておりました。このことを踏まえまして、第2期中期目標期間に関わる評価指標の見直しに当たりましては、以下の2つの基本的な考え方によることにいたしました。

第1は、既に申し上げましたけれども、評価項目の重要度に応じて項目を設定するということといたしまして、第1期では、小項目となっているような重要な項目を中項目へ格上げするという点です。

第2は、第1と併せまして、中項目には出来るだけ小項目を多数、5つ以上設定するということにいたしまして、評価のぶれを防止して、バランスを確保するということにいたしました。この結果、19年度の評価指標では、中項目が19個、小項目が44個でございましたけれども、今回の見直し案では、中項目が27個、小項目が86個と、特に小項目をおよそ2倍に増設しております。

これらにより、重要な項目が小項目に埋もれてしまうことを改善したと、そういうことでございます。第1期と比べますと、B評価の数が増加するなど、もう少し厳しい評価結果が出るような、ある意味では土台づくりが出来たんだと考えております。以上の2点の基本的な考え方もちまして、ポイントになるいくつかの改正箇所についてご説明申し上げます。

19ページをお開きください。19ページの中ほどに大項目の「第3財務内容の改善に関する事項」における中項目の2として、「引受審査の厳格化等」という項目がございます。これは、第1期では小項目でございましたけれども、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しの中で、信用基金が求められております収支の改善という観点からすると、重要な項目であるということで、中項目に格上げしております。

また、一方で、小項目を5つ設定しておりまして、仮に、小項目で2つ以上B評価がある場合には、中項目でもB評価になるということになります。

次に、20ページの上の方でございますけれども、中項目の3として、「モラルハザード対策」という評価項目がございます。この評価項目は、中期目標の変更に伴い新設するというものでありますけれども、事務・事業の見直しで求められている金融機関のモラルハザード対策及び収支の改善という観点からすると、重要な項目だということでありまして、中項目としており

ます。

また、この評価項目についても、小項目を5つ設定しております。

なお、小項目の(1)モラルハザード防止対策の検討については、例えば、1年目で検討結果がまとまったような場合には、2年目には検討結果を踏まえた取り組みについて評価を行うという形で、段階的に評価項目を変更するということを考えております。

次に、同じ20ページの下に、中項目の4として、先程、申し上げましたけれども、求償権の管理・回収の強化等という評価項目があります。21ページの方になりますけれども、中項目の5として、代位弁済率・事故率の低減という評価項目がございます。これらは、第1期では小項目でありましたけれども、収支の改善という観点からすると重要な項目だということで、いずれも、中項目に格上げしております。この求償権の管理・回収の強化等の評価項目につきましても、小項目を5つ設定しております。

以上が、信用基金の評価基準等の見直しでございます。よろしく申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、各法人のプロジェクトチームからのご報告が終わりましたので、これから、ただいまのご説明に対しまして、質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。よろしく申し上げます。

ございませんか。

松井専門委員 農業者年金基金の評価について、お聞きしたいと思います。

5ページ、20年度計画項目の1の(1)、ここでは、3%削減しますということになっています。それで、評価指標では、削減率の達成度合が90%以上であった場合はaとする、ということになっています。その下に、事業費、先程は一般管理費ですが、事業費の方は8.1%削減します。その評価指標が、100%以上であった場合はaとすると、これはちょっとぶれがあると思います。

松本分科会長 ただいまのご指摘の点、回答をお願いいたします。

布施専門委員 この90%、100%というぶれのお話ですが、中期計画の中で、「以上」という書き振りをしているものについては、評価方法として100%以上であればa評価という取り決めをしている関係上、事業費については13%以上抑制するというような、割と強い意味合いで書かれていることから、100%以上でa評価ということになっております。それ以外のものにつきましては、達成度合が90%でa評価ということを統一的な評価の基準としているところでございます。

松井専門委員 今、お尋ねしたのは、20年度計画についてです。ですから、20年度の計画では、片方は一般管理費は3%削減します、事業費は8.1%削減します、どちらも、「以上」とかいう表現はないと思いますが。

布施専門委員 中期計画の項目では、その1つ左の項目のところを見ていただきたいんですが、その13%以上という「以上」のところは、事務局から配付されている参考資料の、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の基準について」というところで、達成度合が「以上」、「少なくとも」とされている場合には、aが100%以上ということ、各法人統一的に決めているところがございます。

松本分科会長 おわかりですか、今のご説明で、参考資料を見ていただくと……。

松井専門委員 おっしゃっていることはわかるんですけども、もう一度確認いたしますと、今回の評価指標の案というのは、平成20年度の評価指標ですよね。それは、20年度の計画についての評価ですよね。これは、中期計画についての評価ではない。ですから、20年度項目に対する評価ですから、ここに例えば、「以上」という文言があるのでしたら、もっと言いますと、事業費について「8.1%以上削減します」、こういう文言があるのでしたら、これでよいと思いますが、今回はそういう文言がないので、ちょっとおかしいかなというふうに考えます。

松本分科会長 20年度について、お尋ねでございますので。

渡邊委員 今のご指摘と議論は、よく理解できる場所ですが、私の理解では、単年度の評価は、中期計画の達成に向けての単年度の状況を評価するという考え方でやっていたと思うので、中期計画の書き振りに合わせて、単年度の評価指標を決めるところがあっても、矛盾しておらず、理解できると思うのですが、いかがですか。

松本分科会長 どうですか、今の渡邊委員のご発言。

うやむやにしないで、どうぞ。

松井専門委員 やはり、単年度の評価の積み重ねが最終的には中期期間の成績になっていくということですので、それでしたら、年度計画の項目の表記を変える必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

松本分科会長 いかがですか。

布施専門委員 20年度の計画項目の表記と評価指標の整合性を図ることについては、検討いたしたいと思います。

松本分科会長 わかりました。よろしゅうございますか、それで。

布施専門委員 これは、どの法人も恐らく共通になるうかと思うのですが、業務運営の効率

化に関する事項のところ、契約について、監事及び会計監査人による入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けるものとするという項目が、年度計画のところ、どの法人も入っています。前にもお話ししたかと思うのですが、会計監査人の監査というのは、財務諸表の適正性を見るものであって、会計監査の一部にはなるんですけれども、これを主眼として入札・契約についてのみ焦点を絞って監査をする訳ではございませんので、これを年度計画に入れて評価指標にしてしまうと、会計監査人にレターを出してくれというようなことが懸念されるので、監事さんがチェックをする部分は、監事さんのお役目としてよくわかる場所ですけれども、会計監査人の文言は、削除する方向で考えていただけないでしょうかというお願いです。

松本分科会長 これに関して、事務局からどうぞ。

経営局総務課課長補佐 事務局でございます。今、お話のありました監事、それから会計監査人の入札・契約のチェックに関する評価の件でございますけれども、後発の法人につきましては、同じ取扱いになりますけれども、第2期の中期目標期間がスタートいたしました際に、監事及び会計監査人の監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるということが、中期目標に盛り込まれております。これは、総務省の指導もございまして、一律にそういう形になっております。ところが、一方で、日本公認会計士協会からは、会計監査人が入札・契約の適正性やチェックを行うことは、財務諸表監査の範囲を超えていると、そういう趣旨の文書が出されていると聞いてございまして、中期目標の評価として評価指標を立てるときに、どういうふうに設定すればいいのかということについて、総務省に照会をしているところでございます。

現在、農業分科会の後発法人の来年度に向けた評価指標の設定作業が、他の省庁あるいは農林水産省の他の分科会に所属する法人よりも、作業が先行しているような状況でございまして、総務省にも、会計監査人に関する部分を削除した形で評価指標を設定してよいのかどうかを含め、扱いを確認した上で、事務処理を決めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかのご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、ご質問、ご意見ございませんか。

何か、農業者年金基金にばかり集中するようでございますが、私から1点、ちょっと質問という程のことではございませんが、資料4 - 5の18ページをお願いいたします。

言うまでもなく、農業者にとって、農業者年金基金というのは、我々の国民年金と同じよう

に、非常に関心の深いところではないかと思うのでありますが、その情報提供の充実というところで、農業関係新聞にPRするという、このことはもちろん結構なんですが、果たして農業者の方が農業新聞をこまめに読んでいるかどうかというのは、大変うがった意見かも知れませんが、そういう心配を私はいたします。周知徹底するならば、充実を図るということならば、もっと農業関係の地方の諸機関に、新聞等と併せて、情報伝達するという手法もお考えいただいたらどうかと、そういう要望でございます。これについて、何かご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

布施専門委員 おっしゃるとおりだと思うんですが、それに関しては、普及推進というところで、地方の農業委員会等々が勧誘活動をしていることによって、PRしていると理解しております。あと、情報発信源として、19ページにございますように、ホームページも、もう1つの手段かと考えてございます。

松本分科会長 充実をよろしくお願ひしたいということでございます。

どうぞ、そのほかございませんか。

ございませんでしたら、いかがでしょうか、全体を通じまして、何かございましたら、どうぞ。

夏目委員 恐れ入ります。農畜産業振興機構の評価につきまして、お伺いしたいと思いますけれども、数値に表すことのできない定性的な項目について、新たにaとcで評価をするという項目が、幾つかご説明されたと思うのですが、通常a、b、cという形で、どこの法人も3段階評価をしていると思うのですが、あえてbを抜かしてaとcだけにされたところを、もう少しご説明いただきたいということと、他の法人との整合と申しますが、そういう観点から、どんなふうにお考えかをお伺いしたいと思います。

松本分科会長 今のご指摘の点、回答をよろしく申し上げます。

青柳委員 本年2月の本委員会で、借入れに関する評価指標のことで、3段階の評価はおかしいという指摘をいただいたことを踏まえて、業務実績の内容として、中間的な業務実績があり得ない項目については、「実施した」あるいは「実施しなかった」という2段階の評価にしたということでございます。

生産局総務課長 他の法人との整合性という観点で言えば、少なくとも農畜産業振興機構の目標について、個々にそれぞれの性格を見たときに、青柳委員の方からも、事例としてご説明がありましたが、コンプライアンス委員会の設置について、今回、初めての評価項目でもあるので、一つ一つを点検した結果として、設置したか否かという二段階評価とさせていただいた

ということです。中間に該当する評価の区分はない、という実態を考慮した結果がそうなった、というふうにご理解していただければと思います。

松本分科会長 夏目委員、いかがですか、今の回答。

夏目委員 そのご説明は、農畜産業振興機構だけではなくて、どこの法人にも当てはまるのではないかと思うのですけれども、a、b、cという評価をするというのが大勢である訳なので、それとの整合性はいかがですかと、ご質問させていただいた訳ですけれども。

生産局総務課長 前回のご議論の中でもこういった問題のご指摘があったので、それを忠実に今回、反映したということに尽きるかと思います。

松本分科会長 いかがですか。いいですか。

土居専門委員 私も実は、全く同じようなことを感じまして、担当の方にメールを出して、ご説明を受けて、そういうふうに話がまとまっていたということ、ちょっと勘違いして、自分は理解していなかったけれども、一般の方が見たら、何でbがなくてaとcに区分するんだって、ちょっとやっぱりbが落ちているのかなと、私も理解が悪くて、同じようなことを感じました。

松本分科会長 今のご指摘、どうぞ慎重にお考えいただいて、機会がありましたら、また別の機会に結構だと思いますので、この委員会で意見を述べていただくと、回答していただくということで、よろしゅうございますか。とりえあえずは、ご検討いただくということをお願いをしたいと思います。

そのほかどうぞ。ございませんか。

ないようでしたら、若干時間がございますので、ここで私の方から、一つ皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

それは、前回の分科会で、井上委員から「目標達成できていないのにA評価でよいのかどうか」というご質問がございました。これに関しまして、私の所属する農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームでは、「見直しすべきではないか」という方向の意見と、「現在のままでもよいのではないか」という両方の意見が出されまして、最終的に、個別の法人としてではなく、農業分科会や親委員会でご議論いただいた方がよいのではないかと、そういう意見の方向に落ち着いた訳でございます。本日、各プロジェクトチームからご提案いただきました見直し案につきましては、来年度に実施する業務実績評価の際の評価指標について、いろいろと工夫されたものではないかなと考えているところです。

また、現在の評価基準は、各法人のプロジェクトチームにおける検討をもとに、分科会で統

一すべきところは統一を図ってきたものでございます。井上委員のご意見を踏まえまして、統一的に見直すべきだというご意見なのか、PTあるいは各委員のお考えとして、何かございましたら、今回、いい機会でございますので、この場でご意見を聞かせていただきたい。こういうことで、お時間をいただきました。どうぞ、ご意見ございませんか。

夏目委員 ただいま、分科会長からお話がありました、農林水産消費安全技術センターでございますけれども、私共のプロジェクトチームでは、この評価基準等の見直しに際しまして、担当委員から「90%の実績でa評価とすることについて、再検討をすべきではないか」とのご意見が出されました。当該基準につきましては、これまでの経緯等について事務局から説明があり、他の法人の評価基準にも同様な基準が設定されていることから、私共のプロジェクトチームとしましては、単独で結論を出すということではなくて、分科会長が申されましたように、農業分科会又は親委員会で論議していただくのが適當ではないかと考えているところですが、先日の私共のプロジェクトチームで出されました意見について、この場をお借りして紹介させていただきたいと思います。

まず、現状のままでもよいのではないかという方向のご意見でございますけれども、「大学で成績をつける際には、90%達成でA評価としていたため、90%以上達成でA評価とすることについて違和感はない。」というご意見がございました。また、「100%達成の場合をA評価とすると、何らかの理由で100%に到達しなかった場合は、全てB評価となります。大学では、90%達成でA評価としているが、逆に、個人的には、90%以上であれば、S評価でもいいのではとも思っており、全く違和感を感じていない。」というご意見もございました。

一方で、見直すべきではないかという方向のご意見といたしましては、「達成度合が90%以上でA評価としている評価指標につきまして、S評価が設定されていることはいかなるものかと考える。達成度合が90%以上でA評価になるということは、そもそも、目標達成が困難であるからではないか。100%達成できる場合も想定しているのであれば、初めから、達成度合が100%以上の場合をA評価とすべきであり、目標の設定の仕方に問題があると思う。特に、優れた成果が得られた場合をS評価とすることは理解できますが、90%達成でA評価、100%達成かつ、優れた成果が得られた場合をS評価とすることに、疑問を感じる。」

また、次のご意見です。「計画において、「何々程度」との目標設定がありますが、「何々程度」との記述は、目標値としてふさわしくないと感じている。数値目標を設定するのであれば、「程度」を付けるべきではなく、もし付けるのであれば、それなりの理由が必要である。」

また、別の意見でございます。「民間企業では、株式等を通じて資金を調達しており、その際、

事業計画を公約している。もし、計画が達成できない場合には、当然、株価に影響するので、100%達成できないにもかかわらず、A評価とすることは、民間企業では考えられない。目標は、100%達成できるものを設定すべきであり、何らかの理由で達成できない場合があるのであれば、そのことも勘案して目標を立てるべきではないか。」というご意見がございました。

このように、現状のままでもよいのではないかという方向、そして、見直すべきではないかという方向の両面から、ご意見が出されたところです。冒頭に申し上げましたように、分科会あるいは親委員会でご議論をいただきたいというのが、当プロジェクトチームの意見でございました。

ご報告申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございます。今、大変詳しいPTでの議論の様子をご紹介していただいた訳ですが、ほかのPTで、このような議論がもしございましたら、この際、お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

井上委員 今回、私の名前がちょこちょこ出てきていて恐縮なんですけれども、これは以前から少し疑問に感じていたところで、折角の機会ですので、議論をしていただきたいと思えます。

特に、PTとして、まとまった意見というのは、今回は、それぞれの独立行政法人PTの意見、意向を尊重するというので、個人的な意見としてお伝えしたいと思うのですけれども、大学でも教員も、評価1点から5点まで、授業の仕方とか授業の準備の仕方とか、細かく今、評価されています。その中で、この評価のレンジというのですか、特に私が気になっているのは、Bの評価のところ、実際に、例えば、教員の評価もありますし、学生の成績の評価というの、今、GPAというのがありますよね、グレード・ポイント・アベレージという外国に合わせて、5段階評価にしようということで、上の方から言ったら、90点以上と、それから80点、70点、60点、それから60点未満というような5段階に分けて、優、良、可、不可に秀がっているような感じなんですけれども、その中で、例えばAとかSの考え方というのは、それぞれの法人の事情もあると思いますので、それはそれで、100%とか90%、あるいは120%というのはいいと思うんですけれども、Bの範囲というのが、例えば50%から90%未満というのは、大学ではあり得ないなと。例えば50%という、50点取ったときにB評価というのは、5段階の中での評価とは、ちょっとずれているのではないのかな、というのが私の、非常に感じたところでございます。でも、それは、各法人のPTに議論を任せたいと思えます。

それで、うちの法人が何で厳しくしているのかということ、種苗管理センターとしては、そう

いう優良な種苗を提供するのが、当たり前という前提のもとで作っていますので、他の法人と比較するという訳ではなくて、うちの法人そのものは、厳しくしなければいけないというので、その当時、平成14年ですか、以前おられた桑名理事長のときに、そういうことが決まりまして、現在に至っているというところです。

松本分科会長 ありがとうございます。よくわかりました。

どうぞ、もしご意見がございましたら……。別に、この委員会で、今日どうこうということはありませんので……。

鱈場専門委員 種苗管理センターの専門委員の鱈場です。

基本的には、井上委員の方から言われた通りなんですけど、全体の評価基準が、こういう実態になっているのを知らなかったんですけども、これを見させていただいて、やはりB評価、C評価という部分がちょっと甘いのではないかな、という印象を持っております。そういう面では、全体の議論の中では、その辺を見直していただければと思います。

それから、もう一つ感じているのは、先程も議論があったのですが、「程度」というのと「以上」という2つの物差しがあって、これをどう判断するのかで、いろいろな意見が分かれてくるような感じがあると思うのです。そういう面で、この辺についても、基本的に整備していく必要があるのではないのかなと、私個人としては、考えています。

私の個人的な意見としては、「以上」というふうな設定をしている場合、要するに、Aは100%というのが、基本的にはすんなり落ちるのではないのかなと。それから、Bというのは70%、7割以上やっているというのが落ちるのではないかなという印象を持っています。それから、定性的な表現の部分もそうなんですけれども、Aの部分は、「順調に進む」という表現ですね。順調ということは、100%に行っているということだと思います。「おおむね」というのをいろいろ調べてみると、10%程度とか、そういうようなイメージですので、定性的な表現の部分を数字に置き換えれば、Bが9割というふうな感じなのかなという印象を持っておりますので、そういうふうに感じていることをお伝えしたいと思います。

松本分科会長 ありがとうございます。

この点につきまして、ほかにご意見ございませんか。いずれは、この評価基準の見直しということで、A評価、B評価、C評価あるいはS評価、そういったものについて、数値決定とかそうしたことをしかるべき委員会で諮らないといけないというのは、率直なところ、皆さんもお考えだと思いますので、その機会に、ただいまの貴重なご意見を反映させていただいて、早く決定したいと、こういうふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、本日の分科会全体を通しまして、何でも結構でございますが、ご意見、ご質問がありましたら、この際、お願いします。

生産局総務課長 先程、夏目委員それから土居委員のご質問で、補足の説明をさせていただきたいと思います。具体的な例でご説明しますと、資料の4 - 4の6ページ、コンプライアンス委員会の関係です。これは、従前の中期目標や中期計画には、こういう項目はありませんでした。今回、新たに設置されました。それを、設置するという目標を立てて、6ページののところ、設置したか否かという、この評価指標はこれしかないので、ここにはbというものが本来あっていいんだけど、それは書きようがないから、消えていると理解してください。

加えて、その後に計画的な取り組みをしたかどうかという、内容の部分に関しては、a、b、cの評価指標にしております。それから、共通する項目として、次の組織目標の達成に、いろいろな伝達をきちっとしたかどうかといったこととか、個人情報の扱いの話ですとか、こういった一連のものについては、a、b、cの評価をしているということをご理解いただければというふうに思います。

松本分科会長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

長村専門委員 評価基準について、個人的な感想をちょっと述べさせていただきたいんですが、先程から、SからDまでの評価の意味付けみたいなことが出されているんだけど、また、親委員会でディスカッションしていただいたらいいと思うんですが、Aが良くてBが中間で、Cが悪いというイメージは、あまり持たない方がいいと思うんです。と言うのは、到達目標が高ければ高い程、A以下の項目が増えてくると思うし、Aが沢山並んでいるということは、到達目標を低く置いているとも取れる訳でしょう。だから、Cが沢山ある方が、将来性がある、出来がいいんだというふうな評価もあるでしょう。Aばかり並んでいる奴は馬鹿だというふうな考え方も成り立つと思うんです。だから、到達目標と、A、B、Cの評価の付け方というのは、ちょっと分けて考えて、例えば、Aばかり並んでいて、農林水産大臣にいい子に見てもらおうと思う必要はない、と思うんですね。皆がどういう評価をしているのかということが、正確に出たらいいんで、堂々と、AとかBとかCとか、付けられるように指標を作るのも、一つの手かなと思っています。個人的な考えです。

松本分科会長 ありがとうございます。大変、わかり易い個人的ご意見を頂戴いたしました。どうぞ、そのほかございませんか。

渡邊委員 今の評価基準について、日頃考えていることについて、質問等があります。私は

他省の独法評価に関する仕事もさせていただいているのですが、評価の表現の仕方が親委員会や、省庁間でも大分違うところがあると思うのですが、これをどのようにコントロールするかについて、どんな議論になっているかに、すごく関心を持っています。政・独委は、最近、各省庁の委員にヒアリングされているようですが、そういうところでも、評価の統一性という議論が出てきたのか。SとかAとかの評価結果が一人歩きするところがあると思うので、そこら辺の議論がどうなっているかというのが、もしおわかりなら教えていただきたい。

それから、先程も評価基準の議論のときに、ちょっと申し上げたのですけれども、私が、例えば関わっている法人では、中期計画の進捗を見て単年度評価すると、単年度で何々を実施するという計画が、もし実施されていなくても、その内容によっては、今年は実施されていないけれども、この状況からは中期計画では確実に達成できるだろうということであれば、その年度の計画として特に実施できていないことであっても、A評価が付いているというような経験もしています。そこら辺も含めた議論が、きっとこの分科会でも必要なのではないかと思います。

松本分科会長 政・独委の委員長会議では、私の知る範囲では、あまりA、B、Cを殊さら議題に取り上げるようなことは、なかったように記憶しておりますが、事務局の方からどうぞ。

大臣官房文書課課長補佐 文書課の法人班の鈴木でございます。

他省庁で、かなり違うということで、統一性の議論が総務省内であるかどうかということですけれども、特段、今の段階で、統一について、例えば、省庁を跨って、統一するという話は聞いてはいないんですが、皆さんご案内のとおり、今、独立行政法人通則法の改正案が、国会で継続審議になりまして、こちらの方では、評価委員会そのものが、各省庁に今、所属をしている訳ですけれども、一つにまとまるというような、法律が改正されればそういう形になりますので、そうなれば、今言った評価基準の統一という問題は、おのずと解決になるのかなという感じはしております。

ただ、今言いましたように、継続審議になっておりまして、今後の審議の状況にも寄ってくると思います。

渡邊委員 ありがとうございます。補足させていただきます。私も、統一はあまりしない方がいいかと思います。統一した方がいいと申し上げたのではないということが一つです。

それから、もう一つは、先程言ったように、中期計画をにらんだ評価をすると、単年度の評価が連続的になって、AとCだけではない評価点が準備できるようになるということになると、当然、実施したか、してないかではない議論につながってくるということ、補足しておきた

いと思います。

松本分科会長 議題の「その他」でございますが、何かございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、事務局の方から、今後の予定について、ご説明をお願いしたいと思います。

経営局総務課課長補佐 事務局でございます。今後の予定につきまして、資料の5をお配りしております。こちらの資料は、第25回分科会の資料2の抜粋でございます。裏の2ページ目をご覧くださいと思います。

線で囲みをしてございますが、2の(2)といたしまして、「10月の評価基準見直し後の再基準見直しの書面審査化」というタイトルで書かれてございまして、下線を引いてある部分ですが、「10月の評価基準見直し後の再見直しについては、他の議案により農業分科会が開催される場合を除き、書面審査化を図ることとする」と。

「ただし、見直しの内容に応じて、極めて重要な評価基準の見直しと判断される場合には、農業分科会を開催し、審査を行うものとする」、このような扱いとされております。

それで、今後の農業分科会の開催の予定でございますけれども、評価基準の見直しの他の議題といたしまして、事務局から現在、聞いております予定といたしましては、農林水産消費安全技術センターの方で、中期目標・中期計画の変更の予定があると、今のところ、そのように伺っておりまして、それを議題として、分科会の開催が予定されるのではないかというふうに考えております。

具体的には、新年度に入る前のタイミングになるかと思えますし、それから、評価委員の皆様方の改選の時期もございますので、その辺を踏まえまして、評価委員会の事務局ともご相談しながら、予定につきましては、ご検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

これで、本日の議事は終了いたしましたけれども、再度、ただいまの事務局の今後の予定も含めて、全体を通しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

井上委員 評価基準のことで、あと一言、付け加えさせていただきたいんですけれども、これは、ここに参加しておられる方々に考えていただきたいことなんですけれども、小項目の評価なんですけれども、種苗管理センターの性質のことは、先程、申し上げましたけれども、平成13年から14年で、種苗管理センターで話し合ったメモがあるんですけれども、小項目は、最

小の評価単位であって業務に直結しているため、わかり易く、関係者や国民に納得が得られる基準で評価を行うことが求められること、また職員の士気の向上、業務の改善等に資するような基準が求められること、ということで、それぞれの評価のAからDまで、Sも含めまして、あってもいいのではないかとということで、やはり、どこか悪ければそのところを改善しようというの出てきますので、小さい項目というのは、そういう考え方で評価していただければいいと思います。

松本分科会長 ありがとうございました。どうぞ、そのほかございませんか。

ございませんでしたら、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

経営局総務課長 長時間にわたり、ご審議賜りまして、ありがとうございました。

今後の分科会の予定につきましては、皆様方に別途、ご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

松本分科会長 それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第29回農業分科会を閉会といたします。委員及び専門委員の皆様方には、種々熱心なご審議、誠にありがとうございました。

午後3時00分 閉会